

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 消防局
総務課、警防課、指令課、予防課、消防訓練所
中央消防署、東消防署、西消防署

3 監査の期間 令和4年4月18日（月）～令和4年6月3日（金）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和3年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 雑入の調定において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…税外収入（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収…に関する事。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあった。（総務課）

- ② 自動販売機電気料金（雑入）において、佐世保市財務規則第66条の2で「納期限について、法令又は契約若しくは処分に定めがないときは、納人及び債権金額を確認した日から20日以内における適宜の納期限を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が20日より後の日付になっているものがあった。（総務課）

- ③ 行政財産目的外使用料において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第2条第1項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。（総務課）

規則等を再確認するとともに、研修等の実施により、適正な債権管理を徹底されたい。

2. 支出事務

- ① 佐世保市消防団運営交付金において、佐世保市消防団運営交付金交付要綱第9条で「消防団は、毎年3月31日までに…収支決算書（様式4）を市長に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、収支決算書を提出させていなかった。（総務課）

要綱を再確認し、適正な事務の遂行を図られたい。

3. 契約事務

- ① 東消防署清掃業務（長期継続契約）において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第1項で「予定価格は、…積算価格の100円未満の端数を切り捨てた額に、消費税等相当額を加算する方法により行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、積算価格の100円未満の端数を切り捨てないまま消費税等相当額を加算し予定価格として設定していた。（総務課）

- ② 西消防署江迎・鹿町出張所消防車両格納庫賃貸借契約の一部変更契約において、佐世保市財務規則第176条で「随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ第166条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。…」と規定されているにもかかわらず、予定価格を設定せず見積金額をもって契約を締結していた。（消防訓練所）

規則等を再確認するとともに、研修等の実施により、適正な契約事務に努められたい。